

# 第6回盛岡市・玉山村合併協議会

## 会 議 録

盛岡市・玉山村合併協議会事務局

## 第6回盛岡市・玉山村合併協議会

日時 平成17年2月20日(日)午後2時

場所 玉山村中央公民館 2階大会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 会長あいさつ

#### 3 議 事

##### (1) 報告事項

新市建設計画に係るパブリックコメントの実施結果について

##### (2) 協議事項

協議第33号 町名、字名の取扱いについて(協定項目18)【修正協議】

協議第66号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目7)

協議第67号 特別職の身分の取扱いについて(協定項目11)

協議第68号 電算システムの取扱いについて(協定項目24)

協議第69号 新市建設計画に係る県との事前協議の結果及び新市建設計画(案)の決定について

協議第70号 新市建設計画(案)に係る県知事との正式協議について

##### (3) その他

#### 4 閉 会

## 1 開 会

司会（沼田事務局次長） 定刻となりましたので、ただいまから第6回盛岡市・玉山村合併協議会を開会させていただきます。

本日は、協議会委員28名のうち27名の出席となっておりますので、定足数であります3分の2を満たしており、本日の会議は成立となります。

あらかじめ皆様をお願い申し上げますが、会議録作成の関係から、質疑につきましてはマイクをお使いいただきますようよろしくお願いいたします。また、テレビカメラ等による会場内での取材は、会長あいさつまでの頭どりとさせていただきます。会議に入りました以降は、撮影も含めまして報道者席での取材、傍聴者の方々に配慮した場所での撮影について、ご協力をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

## 2 会長あいさつ

司会 初めに、会長の谷藤裕明盛岡市長があいさつを申し上げます。

谷藤会長 本日は、玉山村の中央公民館に会場を移しまして第6回の盛岡市・玉山村合併協議会の開催となりますが、開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、何かとお忙しい中、しかも日曜日の会議にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

さて、現行合併特例法がこの3月で期限を迎えることとなりますが、3月31日までの合併申請を目指して、法定合併協議会設置の全国の各自治体におきましては急ピッチで合併協議が進められている状況でございます。合併は、それ自体が目的ではなく、自立に向けたまちづくりの手段であり、力を合わせて地域の活性化、住民福祉の向上に向けた取り組みの契機となるものであります。

本協議会では、合併によりどのような地域の未来を展望し、課題をどのように切り開いていくかにつきまして、これまで5回の協議会を開催し熱心に議論をしてまいりましたが、協議もいよいよ大詰めを迎えております。本日は、新市建設計画に係る意見募集の結果をご報告いたしますとともに、農業委員会の委員の定数等の取扱いや県との事前協議の結果を踏まえた新市建設計画案の修正等についてご提案いたしますので、ご意見をちょうだいしたいと存じます。

今日の第6回協議会で全ての合併協定の項目について協議を行うこととなりますが、本日の会議におきましても、委員の皆様の活発なご議論をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

### 3 議 事

司会 会議に入る前に資料の確認をお願いいたします。

本日の協議会資料につきましては、本日を含めて事前に配付済みの資料のみとなっております。よろしいでしょうか。

それでは、会議に移りたいと思いますので、会長、よろしくお願いいたします。

谷藤会長 それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

最初に、本日の会議録署名人を指名させていただきます。

盛岡市の館澤公紀委員と玉山村の福田稔委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### (1) 報告事項

谷藤会長 それでは、報告事項に入ります。事務局より説明願います。

藤原事務局次長 それでは、私の方からご説明させていただきます。

お手元の2ページをお開きいただきたいと思います。

新市建設計画案に対するパブリックコメントの実施結果についてございまして、まず、募集期間、事業の周知、資料の備付け場所、募集方法は、ここに記載のとおりでございます。

それから、意見の提出状況でございますが、6人の方から32件のご意見、ご要望をいただいております。内訳といたしましては、盛岡市から2人で20件、玉山村からは4人で12件という内容でございます。

意見の内訳でございますが、それぞれ第1章から第7章、その他まで、ご意見をちょうだいしているという内容でございます。

結果の公表でございますが、今日のこの協議会でこの回答の案についてご協議いただきまして、ご了承いただければ、この内容についてホームページ、それから建設計画(案)を配布した公民館とか出張所、そういった公共的な場所、それから合併協議会だよりとい

うようなものを活用いたしまして、考え方を公表していきたいと考えております。

それでは、資料の3ページをお願いいたします。

資料の方でございますが、出された意見につきましては、計画全般に対するご意見とか、それから、第1章、第3章など、それぞれ具体的に建設計画の箇所を指定したご意見をいただいております。それで、それぞれに区分してその意見の要旨を左側の欄に「意見の要旨」ということで書いてあります。そして、それら一つ一つについて、建設計画（案）の修正が必要かどうかとか、回答の仕方をどうするかということを経済局で検討しまして、案として「合併協議会の考え方」ということで右側にまとめております。

それでは、ご説明させていただきます。

まず、第1章 - 2 合併により期待される効果についてでございますが、都南村と合併してどのような効果が得られたか、それから、玉山村との合併でどのような効果が期待できるのかということでございますが、今回、建設計画につきましては、玉山村との合併効果ということで記載してございますので、新市建設計画、それから、今後全戸配布を予定しております概要版の中でそういった合併効果についてご説明していくという考え方でございます。

それから、都南村との合併につきましては、今回、この中には当然記載されておませんが、本日お渡しした資料の一番最後の方に「資料」という縦長のものがあると思います。「指標の変化（旧都南村分）」という資料があると思いますが、これは都南村との平成4年の合併当初、それから10年後の平成13年度末で、主な住民の方々の生活とか、そういったことに関する指標がどのように変化したか、事業費ベースであります、そういったものをまとめたものでございます。

例えば、区画整理面積、平成4年当時は認可区域の面積127ヘクタールが10年後は286ヘクタールになるといったように、10年後の指標がどのように変化したかというものをまとめてありますので、こういった資料を使って、機会をとらえてご説明していくという内容でございます。

それでは、3ページにお戻りいただきたいと思います。

中核市に移行すれば自治能力がどのように向上するのかということでございますが、これは、中核市移行によりまして多くの権限が移譲されてくるということで、独自の施策とかそういったものの企画立案によりまして、質の高い行政サービスの提供ができるということ考え方をまとめてあります。

それから、議員の特例についてどのように取り扱うのか。行政運営のコストが違ってくるのではというようなご意見でございますが、これについては在任特例を適用する。それから、さらにコスト面についても踏み込んで、効果が上がるように配慮しておりますという趣旨で書かせていただいております。

それから、合併によって人口が1万4,000人増加するが、求心力は高まるのかというような内容でございますが、これにつきましては、両市村が持っている人材とか文化といった資源を最大限にいかして求心力を高めていきたいということで、まとめてあります。

4ページ目でございますが、合併効果については、できるだけ定量的にあらわす必要があると考えるということでございます。これはこのとおりでございますが、盛岡市、それから玉山村でもそうでございますが、行政評価システムを導入しまして、その成果指標を設定し、事業効果を検証しながら進めておりますので、そういった趣旨で書かれております。

参考までに、先ほどの都南村との合併の資料の2枚目でございますが、行政評価、これは盛岡市でこのたび公表した施策評価の結果でございますが、例えば、これは行財政運営の効率化ということで、評価のシートでございます。ここでは成果指標ということで、総合計画の進捗率とか、経常収支比率、人件費比率とか、そういった指標を設定いたしまして、総合計画当初の平成7年から15年ではどのように変化しているのかということの効果を検証しているという状況でございます。こういったことを踏まえまして、成果指標の見直しをしながら、合併効果についても検証しながらやっていくという内容で取りまとめたものでございます。

6の「合併効果での総合効果を期待する」というご意見でございますが、これについては、ご指摘のとおり、その効果を全戸配布する概要版にも掲載して、さらに合併懇談会でも説明していきたいということで取りまとめております。

7番の広域計画との関連ということで、新市建設計画は、いわゆる広域の都市計画との整合性も図りながら進めてほしいという内容でございますが、これは当然、土地利用とか、都市計画道路について、整合性を図りながら進めていくという内容でまとめております。

8番ですが、盛岡市の歳入における地方税の占める割合が40%を超えているが、これは適正なのかということでございます。これにつきましては、今の行政評価シートの次の資料をごらんいただきたいと思いますが、比ベジヨーズということで横長の棒グラフの資料

があると思います。これは、盛岡市と同じレベルの人口20万人以上の特例市の都市、全部で39都市ですが、ここでは32都市の歳入に占める地方税の収入割合をまとめたものでございます。32市平均で45.6%となっておりまして、盛岡市は41%ということで、全国の特例市と比較してもやや低いと申しますか、そういった割合になっております。そういったことで、今後とも健全な財政運営を図る必要があるということで考え方をまとめたものでございます。

5ページ目をお願いいたします。

9番でございますが、観光施策の展開、交流人口の拡大が急務であるというご意見でございますが、これにつきましては、ご意見のとおりということでございまして、広域的観光の推進、地域ブランドの確立に努めまして、活力ある新市につなげてまいりたいというようなことでまとめております。

それから、10番、新市の将来像でございますが、経常収支比率及び公債費負担率の健全性を失っているということで、合併によって財政指標の改善策が示されていないということでございますが、経常収支比率とか公債費負担率は、合併特例債の発行によって公債費の増加は一時的には増えるということには確かになるわけですが、15年間の財政計画においては、長期的には改善される。いわゆる必要なところに最小限特例債を使っていくという考え方で財政計画を組み立てておりますので、長期的には改善されるといった趣旨で考え方をまとめております。

それから、自然涵養ゾーンについて保全を図るという提言でございますが、これについては、そのとおり適正な土地利用を図っていきたいということでまとめております。

6ページでございますが、将来人口については、人口推計については石橋をたたいわたるようにやってほしいということでございますが、これもそのとおりでございますので、新市建設計画では手がたい指標としているという内容でまとめております。

13番、都市ゾーンと自然涵養ゾーンの連携を特に求めますということでございますが、これについて、そのとおりということでまとめております。

14番ですが、「歩いて楽しめるまち空間」ということで、特に北東方向への道路整備の視点を大事にというご意見の趣旨でございます。平成17年から18年に市では総合交通計画を策定する予定にしておりますので、その検討の際の参考とさせていただくという趣旨でまとめております。

7ページ目でございますが、これは新市に期待するという内容でございまして、未来を

築く心豊かな人材の育成ということで、「啄木・賢治の森づくり」、文学館づくり、四十四田ダムサイドに大スポーツセンター、岩洞湖周辺の整備ということで、岩洞湖一周のフルマラソンコースの設定というようなご提案でございます。これについては、それぞれの施策の中で参考とさせていただくということで取りまとめております。

18番のサクラパークのさらなる拡大ということでございますが、天峰山の1万本の桜の植栽ということだと思っておりますが、これにつきましても、「桜の里整備事業」ということで建設計画に予定しておりますので、その際の参考にしていくという趣旨でございます。

8ページ目、これは新駅に期待するという内容で、下田駅を啄木駅と命名してほしい。それから、新駅 - 役場間の新町整備計画を進めてほしい。新駅近くに「生涯学習」の拠点づくりを進めてほしい。玉山のI G Rの新駅構想、役場庁舎とか、そういった公共施設に直結しておりますので、その早期実現を希望するというような内容でございますが、新駅建設計画の時点でも後半の方に位置づけておりますので、新駅設置について検討しながら、新駅が決定した時点で、その周辺整備についても検討していくという趣旨でございます。

23番につきましては、都市計画道路の整備についてのご意見でございますので、これについても総合交通計画の検討の中で参考にしていくという趣旨でまとめております。

9ページ目でございますが、多様な交流を支える都市基盤の整備ということで、24番については盛岡工業団地へのアクセス道路ということでございますし、それから、盛岡工業団地への企業誘致の推進、26番では、中核市を維持発展させるために人口増を図る必要がある。例えばI G R沿線の駅の整備などをご提言というようなことでいただいております。アクセス道路については、計画の中でも市村道の整備を進めるということにしておりますし、企業誘致につきましても、活力あるまちづくりということで都市基盤整備とか、産業の振興を図るということで計画に位置づけております。それから、新駅整備については、新駅設置が決定した時点で事業についても検討していくという内容でまとめております。

10ページ目でございますが、財政計画の基本条件ということで、中核市移行によって、コスト増と財源増のバランスがとれるのかということですが、これは制度的に、移行に伴う事務については中核市補正による交付税算定で加味されますので、その内容で書いております。

それから、28番でございますけれども、人口減少の中で税の歳入の増加を見込んでいる



が現実的なのかということでございますが、都市計画税の新たな賦課とか、法人市民税の一元化というようなことでの説明をしております。

30番でございますが、その他のところでございますけれども、効率的かつ効果的な行政運営をするためには、「企業市民」というような考え方から、企業との連携も必要だという考え方でございますが、これはそのとおりでございますので、企業との連携、「企業市民」意識の醸成が必要だという趣旨でまとめております。

11ページでございますけれども、これにつきましては、均衡ある開発を念頭に協定項目を提示されたことを高く評価します。それから、新県都「盛岡市」に期待するというようなご意見でございますので、ご趣旨に沿って建設計画の推進を図っていきたいということでまとめてあります。

以上、出された意見に対する合併協議会としての考え方を案としてまとめましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 ただいま報告をいただきましたが、パブリックコメントを実施いたしまして、この件につきましてこのような内容の意見が出てまいったわけでございます。それに対しまして、今後、協議会としてこの意見に対しての回答、考え方を示していく必要があるだろうと思っております。ただいま説明があったとおりの内容でいいのか、さらに何かつけ加えるものがあるのか、改正すべき点があるのか、この辺につきましてご意見があればいただきたいと思っております。

それぞれ事務局で吟味してやってきた部分ではあるわけでありまして、委員の皆様から何かというものがあれば、

特にございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、この案を合併協議会の考え方として、それぞれの場所にまた回答させていただくというようなことで表示させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

### (3) 協議事項

谷藤会長 それでは、報告事項を終了いたしまして、次に、協議事項に移ります。

まず、協議第33号 町名、字名の取扱いについて、事務局より説明願います。

藤原事務局次長 それでは、お手元の資料の12ページをお願いいたします。

協議第33号（修正協議） 町名、字名の取扱いについて、次のとおり修正し提案するという内容でございます。

まず、修正内容、再提案のものでございますが、修正部分はこの2番のところでございます。

2、地域自治区の設置期間は、玉山村の住所の表示に地域自治区の名称「玉山区」を冠する。

という内容でございます。

従前の内容につきましては、1月6日の承認内容ということで、2「同一の町名、字名については合併前に調整する」という、ここの部分を「自治区の名称を冠する」というふうに修正するという内容でご提案申し上げるものでございます。これにつきましては、合併特例法第5条の7の規定によりまして、自治区の名称は住所の表示に必ず冠することになるということになりますので、こういったことで修正協議をお願い申し上げます。

以上でございます。

谷藤会長 ただいま町名、字名の取扱いについて説明がありましたが、当初、1月6日の時点で承認をいただいた部分から変更された修正内容を加えまして再提案しているところでございますけれども、この件につきましてのご質問、ご意見がございましたらいただきたい。

本山委員 玉山村の本山でございます。この大字というもののこだわりですが、「大字」という字だけを取るんですか、それとも「大字玉山」とか「大字巻堀」、「大字渋民」とか、そこら辺まで削除していくという考え方ですか。

藤原事務局次長 それでは、お答え申し上げます。

この提案の「大字」の2字を削除して簡素化を図るという内容は、「大字」の2字だけを削除する。例えば「大字馬場字馬場」とあると思いますけれども、「大字」の2字だけ取りますので、例えば「盛岡市玉山区馬場字馬場17の1」といったような表示でどうでしょうかという内容になります。

本山委員 どうせであれば、この「大字」の下の「大字馬場」とか「大字玉山」とか、「大字渋民」とか、同じようなものがずっと並んでくるわけですので、「玉山区渋民 番地」とかの方がいいのではないかと思うんですが、その辺、思い切って今直してもらったらいかがでしょうか。

藤原事務局次長 お答え申し上げます。

まず、手続的なものをお話ししますと、町名、字名を変更する場合は地方自治法の260条の規定というものがあるんですが、その規定によって、市町村の議決を経まして知事に届け出をする必要があります。ただ、町名、字名は、そういう手続的なものだけではなくて、いわゆる住んでいる方々の日常生活に支障がないようにとか、愛着とかもあるでしょうし、住んでいる方々のご意見をよく聞く、それを踏まえて変更するかどうかというような、そういう前段の整理といったものは必要になると思います。

今、この合併の機会に大字の名称を取ったらいいのではないかとのございですが、どのような影響が出てくるか調べる必要があると思います。例えば、玉山村の場合は住居表示をやっていないということなので、その土地の表示を住所にしているということになるわけです。そうすると、登記簿謄本の土地の表示ということになりますので、登記簿謄本が変わってくるということが考えられますし、それから、郵便番号が7けた表示になっておりますけれども、住居表示になっていないところは大字名で番号をつけている。盛岡市の方もそうなんですけれども、大字のところはみんな郵便番号が同じなんです。そういうくり方になっているようです。仮に取った場合に、玉山村だけが字名の郵便番号になって、ほかの岩手県の場合は大字名の郵便番号といいますか、そういうくりになるというようなことも出てくるのではないかと思いますので、その辺、どのような影響があるのかいろいろ調べないと、すぐには答えを出せないのではないかと思います。いずれ、そういう整理をして、可能なのかどうか検討していくことになると思います。

仮に、合併時までというお話になりますと、それは、玉山村の方の関係になってくると思いますので、そういったことも考えてご相談していくということになると思います。

どうぞよろしく申し上げます。

本山委員 それでは、法律的にもかなり面倒になるかと思いますがけれども、この際、できるだけ簡素化できるような方向に検討していただければとお願いしておきます。

谷藤会長 今回のこの扱いであれば、大字までは簡素化できる。

藤原事務局次長 最小限と申しますか、「大字」の2字だけを取るとのご提案申し上げます。これについてはご了承いただいております。

ただ、これについても、町名、字名の変更ということで、合併の議決が必要だという形になり、自動的になるということにはなりませんので、よろしく願いいたします。

谷藤会長 大字について、まず議会の承認をとることが必要だ。そのほかに、次の段階

で字を取るということになれば、その地域の住民の方々の意見もお聞きしながら、また次の段階に、これもまた議決が必要になっていくだろうと思いますが、そういう手順を踏んでいく必要があるということです。

そういうことで、今回ご提案申し上げておりますのは、まず大字の部分を削除するところまでの提案ということです。

ほかにございますでしょうか。

それでは、町名、字名の取扱いにつきまして、協議第33号でございますけれども、原案のとおり承認するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、協議第66号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、事務局より説明願います。

藤原事務局次長 それでは、お手元の13ページをお願いいたします。

協議第66号でございます。農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案するものでございます。

- 1、玉山村の農業委員会は、盛岡市の農業委員会に統合する。
- 2、玉山村の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、盛岡市の農業委員会の委員の任期である平成20年7月19日までは、引き続き盛岡市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において協議し定める。
- 4、在任特例期間における玉山村の農業委員会の委員であった者の報酬については、2市村の長が別に協議して定める。

ということでご提案申し上げるものでございます。

これにつきましては、玉山村の農業委員会のご要望も踏まえながら、両市村の長が協議して、このような内容でご提案するものでございます。

それでは、14ページ、資料の方をごらんください。

まず、1の基本的な考え方というものでございますけれども、法律的には行政区域の面積が2万4,000ヘクタールを超えますと2つ以上の農業委員会の設置は可能だとなります。2番の方に現況の資料がございますが、2万4000ヘクタールを超えているので、2つ以上の農業委員会の設置は可能にはなりますが、農業施策において一体的かつ計画的な施

策を図るためには1個の農業委員会によることが望ましいという考え方。それから、選挙区の設置については、農業委員会の担当区域が広域化するというふうになりますので、選挙区の設置によりまして地域の実情に即した農業の推進が必要だというような考え方で提案するものでございます。

それから、在任特例の適用の理由とここには書いてございませんが、その適用の理由につきましても、農業委員会は、合議制の執行機関であり、地域農業の代表である農業委員が急激に減少することによって、農業施策に対する懸念が生じるということもございまして、配慮が必要であること。それから、新市の建設計画に基づく各種農業施策の適切な推進が期待できるということから、一定の身分を保障するため在任特例を適用することでご提案申し上げるものでございます。

在任の場合は、ここに書かれておりますが、従前の玉山村の農業委員の選挙による委員16人、この方々が在任するという考え方になります。合併特例法では、編入される方の選挙による委員は40人を超えない範囲で在任が可能だという規定がございまして、現在の委員16人全部が在任が可能だということでございます。

それから、15ページでございますけれども、現在の農業委員それぞれ、盛岡市、玉山村の選挙による委員、選任による委員の内訳でございます。任期は両市村とも同じでございます。選挙区についても、盛岡市は6つ、玉山村は1つということで選挙区が設置されているということでございます。

合併後の定数特例などによって委員の定数がどのようになるかということで参考資料をつくってまいりました。先ほどの都南村との合併関係の資料の一番最後の資料でございますけれども、4枚目、農業委員会の定数等についてという資料をご覧いただきたいと思っております。農業委員会の委員の定数の変化をまとめてあります。

今年の7月に委員は改選時期を迎えます。この時点でのそれぞれの委員の数、ここに書かれているとおり、盛岡市は39人、玉山村は19人ということで、内訳はこのとおりでございます。

それで、改選後どういうふうになるかということですが、これは農業委員会の法律の改正、11月から施行になっておりますので、それに伴って、この矢印の右側の方に変化します。改選以降の内訳でございますが、選任委員の方で土地改良区から1人推薦される。それから、議会選出の委員、市は5人から4人に変更になるということで、全体としては39人で変わりはありません。それから、玉山村は今年の3月、16人から13人に見直しになる

予定と伺っておりますので、13人。それから、土地改良区の方お1人ということで17人という人数になります。この方々で平成18年1月10日の合併を迎えるということになります。

そうしますと、選挙による委員については在任特例が適用されますので、この13人の方々は市の農業委員ということで在任されるということになります。それから、盛岡市の方は括弧して4人となっておりますが、この考え方は、合併によりまして団体推薦の方に新岩手農協の方から1人市の推薦委員として就任いただくこととなりますので、ここに農協推薦委員が4人となるという関係で40人になるということになります。そういうことで、平成18年1月10日から20年7月19日までの間は53人の委員で、この内訳になるという内容になります。そして、平成20年7月19日の改選期を迎えますと、選挙委員が30人、選任委員10人ということで、合わせて40人の委員というように定数が変わっていくことになります。

報酬につきましては新市の長が協議して定めとなっておりますが、この定数をご覧いただいてもおわかりのとおり、削減効果は十分出てくるだろうということになります。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 ただいま協議第66号 農業委員会の委員の定数及び任期について説明がありました。この点につきまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたい。

工藤（定）委員 玉山村の工藤です。

盛岡市では議会推薦が現在5名、うちの村では議会推薦が1名。議会からでなくて、農業委員会の会長を今やられている高橋さんという方を、その当時は認定農業者の会長でしたが、推薦していますけれども、参考までに、盛岡市議会ではどのような方を推薦されているのか。議員を農業委員会に推薦されているのか、それとも農業者の方を推薦されているのかお聞きしたいと思います。

岩本盛岡市農業委員会事務局長 盛岡市の農業委員会の事務局長をしております岩本と申します。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問でございますが、5名の委員はすべて議員が推薦されてきているということでございます。

以上でございます。

谷藤会長 議会の方というのは全部、市議会議員が5名。今度法改正がございましたけれども、その部分で1名減ということにはなりませんけれども、その部分は議員の方から

と。

工藤（定）委員 そうすれば、今度は4名ということで、1名は改良区の方から、またそのような考えでしょうか。また議会から議員を4名推薦するのか、それとも農業者を推薦される気があるのか 気があるのかというのはおかしい話ですけども、やっぱりそこまではちょっと厳しいあれですが、参考までに、よろしければお聞かせ願いたいと思います。

岩本盛岡市農業委員会事務局長 この推薦の仕方は、市長から議会へ推薦依頼をしますと、議会でいろいろ協議していただきまして、適切な方をご推薦いただく、その方を市長が任命するという方法になっております。今の議員の方々、いろいろと考え方はございますが、やはり議員の中にも非常に農業の知識、経験の豊富な方々がたくさんいらっしゃいます。そういった場にいろいろと出ていただいている方々もいるということで、現在、盛岡市におきましては議員が推薦されておりますが、その方々もかなりの高い識見を有して参加していただいて、農業委員会の活動にいろいろとお力添えをいただいているところが実情でございます。

以上でございます。

谷藤会長 盛岡市の場合は市長が議会に農業関係の対応ということで要請して、議会で人数分を決めていただいて推薦をいただくという形です。今度、平成17年7月19日で改選ということになりますので、それまでは5名ですけども、その次の時点では4名という方向になるかなと。

ほかにございますでしょうか。

ほかに特にないようでございますので、協議第66号につきましては、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

谷藤会長 ありがとうございます。

続きまして、協議第67号 特別職の身分の取扱いについて、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、お手元の資料の16ページをお願いいたします。

協議第67号でございます。特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案するというものでございます。

玉山村の特別職の身分の取扱いについては、2市村の長が別に協議して定めるものとする。

という内容でございます、任意協議会の調整方向をベースにしましてご提案申し上げるものでございます。

17ページの資料をお願いいたします。

特別職の身分の取扱いについての考え方でございますけれども、原則は、編入される側が失職するというのはご案内のとおりでございますが、ただ、その合併推進の事務について支障が生じないようにということ、それから、合併後も協力しながら円滑な推進を図るというようなことも考慮する必要があるということなので、人選等については、議会の同意等も得る関係もありますので、新市の長が協議・調整するという考え方でございます。

それから、2番目の非常勤の特別職（行政委員会の委員等）についての取扱いでございますが、法定の定数とか、任命の関係もございまして、新市の長が合併時まで協議・調整するという内容でございます。

18ページには常勤の特別職ということで、任期、それから法律上の定数とか取扱いについてまとめております。

19ページは、非常勤、行政委員会の委員の盛岡市、玉山村の定数、それから、法律上の規定についてまとめてあります。

20ページ、常勤特別職の報酬ということで、現在は、両市村とも括弧の方の附則についての報酬額を適用しているという状況でございます。ちなみに、市の方は、収入役以下常勤監査委員までは、現在7%ということで削減額の表示、括弧内は、市長、助役は10%、収入役以下は7%の額でございますが、4月以降10%ということで削減になる予定でございます。

21ページ、行政委員会でございますが、これについても両市村の委員会の方々の報酬について載せております。現況資料ということでご覧になっていただければと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 ただいま、特別職の身分の取扱いについて説明がございましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思っております。

福田委員 玉山村の福田でございます。

非常勤特別職の取扱いについてお伺いしたいと思っております。

編入ということで、今まであった方々が失職するわけでございますが、このことについては合併時まで協議・調整をいたしますということでございますけれども、これらについては、それぞれ法に基づいた中で選任されてきておるわけで、その辺の調整の仕方とい



うものは、どのような考えのもとにこの調整をし、支障のないような運用をしていく考えなのか、ひとつお知らせいただきたいと思います。

藤原事務局次長 非常勤の特別職の方々の調整ということでございますけれども、ここのお手元の資料にもありますとおり、行政委員会の委員というのは、法律上、定数が定まっているという関係もございます。そういうことで、この委員の方々の任期もあると思いますが、委員の限られた人数の中でどのようにするのか、それから、委員の選任の仕方、例えば、学識経験者の方から選ぶとか、人格高潔な方とか、あるいは経理に明るい方とか、いろいろ選任の考え方があると思いますので、そういったような考え方も踏まえながら、どのように選んだらいいのかということは、この合併が決まった後で、人とか報酬の関係もありますので、決めていくということになっております。

考え方につきましては、今申し上げたように、その選任の仕方、それから定数も決まっておりますので、その定数以外でお願いするという形になりますと、どういう形がいいのかということもあると思います。例えば都南村の場合でいいますと、参与とか、いわゆる事務局という位置づけでお願いしているというような形もございます。それについてどうなるのかということ、それぞれの担当の委員会等の協議も必要になってまいりますし、まず、そういう協議を踏まえながら、両市村の長が協議するという形になると考えております。

以上でございます。

福田委員 定数が定められておるわけでございますし、例えば、今お話にあったような形の身分というものになってくると、当然、その場における発言等については、権限を有するのか、有しないのか、この辺が問題になってくると思うんですが、その辺の考え方はどうですか。

藤原事務局次長 その考え方につきましても、いずれ各担当の委員会と協議しなければ、ここで即答はできませんので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

福田委員 確かに、編入でございますので、玉山村の方は失職いたします。ですから、その任にもうないわけですから、そうなった場合には、定数上からいけば、盛岡市の定数がそのまま生きるというような形になるわけですが、その範囲に入らないわけですので、その辺をどのように扱っていくのかということを私は聞きたいわけです。

谷藤会長 では、私の方から。

それぞれ担当の委員会といたしますか、それぞれの考え方もお聞きしなければなりません

ん。そしてまた、定数の関係、任期の関係、さまざまな要因がありますけれども、いずれ、やはり地域事情にそれぞれ精通もされて有為な人材の方々が今まで担当されてきておられるわけですので、タイミングとして、委員会に入れるタイミングがすぐにあるかどうかはあれですけれども、オブザーバーといいますか、参与というような形をとるとか、いろいろなことで対応の仕方はあるかと思えます。

ただ、いずれ合併の任期のときに、盛岡市の委員の方がまだそのまま任期があって、定数いっぱいときには、どなたかにやめてもらってということにはならないわけですので、それぞれのタイミングが、今後、例えばそれぞれ有為な方々に入っていくにしても、その後にいろいろと考えていく必要があるだろう、このように思います。

福田委員 じゃ、参考までに、都南村との合併のときはどのような形に進められたんですか。

藤原事務局次長 それでは、お答え申し上げます。

行政委員会の関係でよろしいですね。

まず、教育委員の関係ですが、教育委員会の委員は、委員としては合併時は失職するわけですね。それで、合併後は教育専門委員ということで1年間お願いしております。それから、教育長は、教育委員会の参与ということで、1年間お願いしているという形でございます。

ちなみに、1年間というのは、どこでもそうでしょうが、非常勤の特別職は1年更新となりますので、そういう意味での1年間ということでございます。

それから、選挙管理委員会でございますが、これは、合併の時点で4人の委員を参与ということでご委嘱いたしております。この方々も平成5年3月31日ということで、1年間お願いしています。

それから、監査委員会は、識見監査委員として村の収入役をお願いしている。これは、ちょうど定数が、合併前は盛岡市の監査委員が3名だったんですが、合併によって人口が25万人以上になりまして、定数が1人増ということで4人の定数になりましたので、その1名増という関係で、都南村の収入役に監査委員をお願いしたということでございます。

それから、固定資産評価委員会の委員ですが、これについては定数3名以上ということでございましたので、委員定数を6名ということで、都南村の委員に評価委員会委員をお願いしているという内容でございます。

以上でございます。

佐藤委員 玉山村の佐藤でございます。

選管の委員なんですが、都南村と合併した当時、選挙管理委員会の委員を参与に任命されたようですが、委員会に1回も参加していないようでございます。従いまして、今回も参与という名前をつけるのであれば、もう委員を減らしてもいいのではないかと私は思います。いかがでしょうか。

藤原事務局次長 今後、参与をお願いするかどうかはこれからになりますので、今のご意見も参考にしながら考えることになるかと思えます。

谷藤会長 いずれいろいろなご意見はあろうかと思えますけれども、それぞれの委員会とか、定数の関係とか、それから今の方々の任期の問題とか、いろいろな問題がございますので、この辺は合併のときまでにいろいろとご相談をさせていただくと。村長さんと、その辺のことを踏まえてご一任いただいて、最終的には市長の方からそれぞれお願いすることになるかと思えます。

佐藤委員 わかりました。

谷藤会長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にないようでございますので、それでは、協議第67号 特別職の身分の取扱いについて、原案のとおり承認することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

続きまして、協議第68号 電算システムの取扱いについて、事務局より説明願います。

藤原事務局次長 それでは、お手元の資料の22ページをお願いいたします。

協議第68号 電算システムの取扱いについてでございます。次のとおり提案するものでございます。

電算システムについては、住民生活に影響が生じないように、次により統合する。

1、基幹系システムについて、庁内LANは合併時に統合する。住民記録等システム、住民登録外管理システム 住民登録外、いわゆる県外に住んでいる個人の方とか、あるいは法人の方ということで、固定資産税の関係でございますけれども、そういった住民登録外のシステム 及び税システムは、合併時に盛岡市のシステムに統合する。

2、内部情報系システムについては、総合行政ネットワーク(LGWAN)は、合併時に統合する。財務会計、グループウェアシステムなどは、合併時に盛岡市のシステムに統

合する。

3、個別の業務システムについては、合併時に盛岡市のシステムに統合することを基本とする。

以上の内容でございます。

それでは、資料23ページをお願いいたします。

電算システムの統合につきましては、第1回目の協議会で予算をご承認いただいたわけですが、その中で、この電算システムの統合調査の委託料についても970万円ということでご承認いただいたものでございまして、この調査費を利用しまして調査を実施してきたものでございます。

調査の方法といたしましては、業務について、盛岡市、玉山村のどちらか一方がその電算システムを利用しているというものの事務につきましては、それらを対象に調査をしてみいました。そして今まで、事務事業の調整方針に基づきまして、このシステムの一元化が可能なかどうかという観点から調査をしてみいました。それを踏まえまして、今回、このシステムの統合についてまとめたものでございます。

ここには書いてありませんが、基本的な考え方につきましては、盛岡市の既存システムを活用して統合していくという考え方。2つ目、市民サービスに影響が出ないように、できる限り合併時に統合していく。3つ目は、余り影響のないシステムの統合については、計画の見直しの時期に合わせて統合するというような3つの考え方を基本にしまして調査をしたものでございます。

それでは、23ページ、まず基幹系システムにつきましては、今回はこの4つを取り上げました。庁内LAN、住民記録等システム、住民記録外管理システム、税システムということで、基本的な住民の方々に直結するような業務システムについては、基幹系システムということで取り上げました。これの方向でございますが、合併時に統合するというところで打ち出しております。

庁内LANというのは、同じ建物の中のコンピューターとかプリンターを光ファイバーとかケーブルに接続して、データをやりとりするというようなネットワークを言うものでございます。それで、パソコン1人1台体制ということで、盛岡市の場合は約1,600台、玉山村の場合は90台配備しているという内容でございます。

それから、メインフレーム処理とかクライアントサーバ処理とありますが、クライアントサーバ処理というのは市のサーバを利用した分散処理、それから、メインフレーム処

理というのは、アイシーエスなどで大型コンピューターを利用しての処理ということでご理解いただければと思います。

それから、内部情報系システムでございますが、これは内部業務の簡素化、合理化を図るために使う業務系システムのことですが、L G W A N、財務会計システム、グループウェアシステム、人事・給与システム、文書管理システムということで、基本的には、合併時に盛岡市のシステムに統合していくという内容でございます。

ちなみに、総合行政ネットワーク（L G W A N）につきましては、全国の自治体を相互に接続する行政専用のネットワークというものでございまして、国や県とも相互接続しているシステムでございます。

24ページの個別業務システムでございます。これは、国保の関係とか、国民年金の関係とか、いろいろなシステムがあるわけですが、これの統合につきましては、先ほど申し上げましたように、各事務事業の調整方針にあわせてシステムの統合も図っていくという考え方になります。そういうことで、事務事業が合併時に一元化するという方向でございますと、そのシステムも合併時に統合するという方向になります。そういった整合を図っているものでございます。

一番下に介護保険システムというものがありますが、これは、介護保険事業計画を平成17年度に見直しして、平成18年4月から新たな計画とするということで、介護保険料も4月から新たな額になるという調整方向でございます。そういう関係で、この調整方向、右端の方も、合併翌年度に市のシステムに統合するという内容になってございます。

25ページ、保育料システムでございますが、これは、合併時または合併翌年度に市のシステムに統合するということですが、これは玉山村のデータ入力の関係でこういったような方向になっております。直接サービスに影響はございません。

それから、市民生活システムということで、地区担当員管理システムとか、そういったものもございまして、これについても事務事業調整の方で具体化してからシステムの統合をするというようなことで、業務の統合時期にあわせて検討するという方向になっております。

それから、26ページでございますけれども、水田管理システム、これについては、合併時に玉山村のシステムに統合するという方向でございます。県のシステムを活用している方に合わせるという考え方でございます。

それから、地理情報システムということで、土地情報提供システムとか、統合型G I S

とかというようなシステムでございますが、盛岡市の場合は平成17年度からこのGISを構築していきますし、玉山村は現在構築中だということです。ただ、それぞれ地図のベースが、盛岡市は道路管理台帳、玉山村は地籍測量図と異なりますので、段階的に統合を図っていくことになります。いずれ窓口の事務にも関係してまいりますので、行政区域が広くなるということで、ワンストップサービスの関係では大変効果的なシステムだと考えております。

27ページでございますけれども、土木積算システムとか、農林土木システムとか、それぞれ独立処理をしているわけですが、これは両方県のソフトを使用しているということなので、合併時に統合は可能です。それから、芸術文化管理システムということで、美術品の管理、貸し出し、それから施設の利用の申し込みとか、そういったものも電算処理しているわけですが、これについては合併後に市のシステムに統合するということになります。

それから、建築確認支援システムということで、合併後は市の事務になる。玉山村は今、県の建築確認を受けていると思いますけれども、市では特定行政庁として建築確認は市の事務として行っており、従いまして、このシステムも、合併翌年度に市のシステムにするという内容でございます。

以上の考え方でまとめましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

谷藤会長 ただいま協議第68号について説明がありましたけれども、この電算システムの取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思います。

それぞれの特色、それぞれの持っている良さをいかしていく、それから、県のシステムを導入している共通のものがそれぞれありますけれども、その辺を整理して、効率的なシステムに活用していくということでございます。

特にございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にないようでございますので、それでは、協議第68号につきましては、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、ここで10分ほど休憩させていただきまして、15時20分再開ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

[ 休 憩 ]

谷藤会長 続きまして、協議第69号 新市建設計画に係る県との事前協議の結果及び新市建設計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

泉山事務局長 それでは、引き続き事務局からご説明申し上げます。

次第のついております資料でございますが、お聞きいただきたいと思います。28ページでございます。

協議第69号 新市建設計画に係る県との事前協議の結果及び新市建設計画（案）の決定についてでございます。

新市建設計画（案）の作成に係る県との事前協議の結果を報告するとともに、付された意見等を踏まえて修正し、新市建設計画（案）を別冊のとおり決定する。

というふうにご提案申し上げます。

29ページをごらんいただきたいと思います。

1でございますが、県との事前協議結果。去る1月20日の第5回協議会におきまして、新市建設計画（案）を県と事前協議をするということでご了承いただいたところでございます。その後、県に建設計画（案）を送付いたしまして、事前協議いたしまして、このたび結果が参ったところでございます。

大きくは3点でございますが、1つといたしましては、新市建設計画（案）の第5章、58ページ。この第5章につきましては分野別の施策を列記しているところでございますが、その中で「多様な交流を支える都市基盤の整備」の主要事業、「盛岡南地区都市開発整備事業」につきまして、そこにも書いてございますけれども、事業主体を「新市」から「新市・都市再生機構」に修正するというものでございます。盛岡南地区都市開発整備事業につきまして、現在、盛岡市が公共施行ということでやっておりますし、それから、都市再生機構が同じく区画整理を実施してございますので、この都市再生機構の分をつけ加えるようにという指導でございます。

それから、ナンバー2でございますが、同じく58ページのところで「一般県道交通安全事業」、これについては県にお願いする事業でございますが、この事業の名称を「一般県道地方道路交付金事業」に修正をするという指導でございます。

3点目でございますが、同じく58ページのところで、「北上川上流流域下水道事業」、これも県にお願いする事業でございますが、この事業区域を「盛岡、玉山」、この2つの区域に修正するという指導でございます。

以上3点が事前協議の結果でございますし、それから、2番のところでは財政計画の修正ということで、第7章の財政計画、合併した場合の財政計画について修正するというご提案を申し上げるものでございます。

具体的な中身についてご説明いたしますので、資料2をお開きいただきたいと思います。

資料2、一番上に新市建設計画主要事業総括表（普通会計）と表示されている資料でございますが、これも前にご説明申し上げておりますが、この新市建設計画案の中で主要事業があるわけでございますが、その具体的な事業名を列記した資料でございます。

3ページをお開きいただきますと、その具体的な事業名が載っております、事業主体、区域、事業年度、事業費計ということでご説明申し上げたところでございます。それで、この資料の一番最後のページ、8ページをご覧いただきたいと思います。これが今回の県との事前協議の中でもご指摘を受けたところ、それから、さらに事務局で修正したいという部分についての一覧表でございます。

39番ということで、地区集会施設整備事業でございますが、これは従来、自治公民館助成事業と自治公民館整備事業と2つございました。それで、自治公民館助成事業につきましては、盛岡区域において町内会が整備する公民館に補助するという事業でございますし、自治公民館整備事業につきましては、玉山区域でいろいろな制度を活用しながら施設を整備して地元の方に活用していただくという事業内容でございましたので、同じような自治公民館というのはちょっと紛らわしいということもございましたので、「自治公民館整備事業」の方を「地区集会施設整備事業」と名称を変更したいということでございます。

それから、68番、70番、71番、これは、いずれも団体営基盤整備促進事業でございますが、土地改良区の方で実施いたしますこの整備事業に補助をするということでございます。県との事前協議の結果、事業費を変更することがこの68番、70番、71番でございます。

それから、102番の厨川駅地下自由通路及び西口整備事業でございますが、これにつきましては、実施年度を前回平成20年度から24年度と説明いたしましたが、これを平成18年度から22年度と変更したいというものでございます。

123番、126番、公共下水道、浄化槽設置整備推進事業につきましては、県との事前協議の結果、県の汚水処理計画に合わせるという形で事業費を変更しようとするものでござい



ます。

それから、今回はこの主要事業だけをお示ししたわけですが、今回、参考までに資料3ということで、この新市建設計画に係る主要事業の位置図を皆様のお手元に差し上げてございます。全部で126事業ございますけれども、盛岡区域、玉山区域全般にかかわるものもございまして、それから、まだ整備の地点が定まっていなくて、未定であるという事業もございまして、それらを除きまして、位置がはっきりしているものにつきましてこの位置図ということでお示ししてございますので、ご参考までにご活用いただきたいと思います。

それでは、もう一度、今度は資料1の新市建設計画(案)をお開きいただきたいと思います。ページ数につきましては65ページでございます。

この65ページのところは財政計画、その中で3番、歳入及び歳出の推移ということでございまして、これは、合併した場合の歳入歳出をここに記載してございます。平成18年度から平成32年度までということで、下の表でいきますと、平成18年から32年度までの15年間の総額は1兆3,710億8,200万円となっております。それで、これが合併した場合の財政計画でございますが、次の66ページ、67ページのところでは、これは単独でいった場合、それから合併した場合、その差ということで、合併効果額ということであらわしてございます。66ページの方は歳入でございますし、67ページの表は歳出でございます。

今回、1月20日時点からいろいろまた精査いたしまして、といたしますのは、例えば1番の歳入、66ページの一番上の表でございますが、これは、盛岡市と玉山村がそれぞれ単独でいった場合の15年間の財政計画の歳入でございますが、これにつきましても、平成16年度の決算見込み、それから現在、平成17年度のいろいろな国の財政の方向が出ておりますので、そういうものも加味いたしまして、今回新たに単独でいく場合の歳入歳出も修正させていただいたところでございます。

この歳入でいきますと、一番上の表の右側でございますが、平成18年から32年の15年間で1兆3,390億2,100万円ということでございます。それから、その下の方に、2つ目の表は合併した場合でございますが、これにつきましては右の方の15年間で1兆3,710億8,200万円という計画にいたしたところでございます。それから、その下のところで、合併した場合としない場合の差、これを合併効果額としてございますが、これにつきましては、3つ目の表の右のH18からH32まで15年間で320億6,100万円という効果額にしてございます。

この効果額の内訳でございますが、68ページをお開きいただきたいと思ます。

68ページの4、盛岡市・玉山村の合併による新市財政の主な効果ということでございまして、(1)では合併による効果。のところでは、三役と特別職人件費の削減効果、それから、では議会議員人件費の削減効果、では一般職員人件費の削減効果、で普通建設事業費の増加、におきましては地方税の増加分ということにしております。

それから、70ページのところでは、(2)合併まちづくり事業にかかる経費。これは合併特例債、今回、限度額といいますが、上限額が182.5億円でございますが、合併特例債の現在発行予定見込み額が174億4,200万円を計上しているところでございまして、そのうち合併効果事業として新規発行分114億500万円、通常債振替事業分として60億3,700万円を見込んでおります。

それから、71ページで国、県の支援でございますが、のところでは普通交付税、のところで特別交付税ということで上乗せの交付税措置がございます。につきましては国からの合併市町村補助金でございますし、につきましては県からの合併市町村自立支援交付金、こういう経費を合併効果として見込んでいるものでございます。

もう一度66ページにお戻りいただきますが、上の方の1の歳入の3つ目のところで合併効果額ということで、先ほど15年間で320億円とお話し申し上げました。それで、その中で地方交付税等が15年間で137億400万円の効果でございますが、これの内訳につきましては、4つ目の表、地方交付税の合併効果額内訳とございます。ここのところで前回と違いましたのは、この4つ目の表の4番目に生活保護費ということで書いてございます。この額が、平成18年から15年間で7億4,500万円ということで、この分につきましては、玉山村では今現在、県で生活保護の対応をしているわけでございますが、この分につきましては市に移行するというので、今回ここへ7億4,500万円見込ませていただきました。この分が前回の合併効果額からおおむね増えた分ということになります。それで、総計といたしますと、15年間で320億6,100万円の合併効果ということになります。

もう一度、次第についております今日の協議資料の29ページをごらんいただきますと、下の方の2、財政計画の修正というところで、1つは、65ページの歳入歳出総額、これは15年間分でございますが、それを1兆3,710億8,200万円に修正したいということでございまして、その右の方に、主な修正理由として、単独、これは市と村が単独でいった場合、先ほどの1つ目の表でございますが、これにつきましては平成16年度の決算見込み額の精査などにより、税等や地方交付税等に増減が生じたということで見直しをしますと。それ

から、合併と書いているところにつきましては、今お話ししましたとおり、普通交付税において、生活保護費の算定項目に合併後の増加要因を加えたということによりまして増加しますよということと、もう一つは、合併特例債対象事業の実施年度を一部前倒しして変更したと。これは、先ほど申し上げました厨川駅地下自由通路及び西口整備事業を、平成20年度から始まりますものを18年度からにしたということでございます。

これらの要因によりまして、今回、財政計画を前回の1月20日から見直しさせていただいたということで、これが今回、資料1で新市合併建設計画ということで、再度、県の事前協議結果も踏まえました修正をさせていただきましたので、これについて決定いただきたいということでございます。

以上でございます。

谷藤会長 ただいまは協議第69号の新市建設計画に係る県との事前協議の結果及び新市建設計画（案）の決定についてということでございますが、それぞれ事前協議の中で県から助言をいただいた部分がございますし、また、普通交付税における生活保護費の算定と、これらの増加要因を財政計画の中で修正していくという部分まで含めて説明があったわけでありますけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見がございますればいただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。

竹田（捷）委員 玉山村の竹田です。

今、説明を受けた中で、新市建設計画（案）の69ページのところでございますけれども、一般職員人件費の削減のところでもちょっとお聞きしたいと思っております。

これは大変聞きづらい部分がございます。職員の身分の関係がございますので、でも、あえて聞かせてもらいたいと思っておりますけれども、行政改革によって131人の職員の減を見込んでいる。また、合併によるものとして27人ということがございます。その上の方の説明で、総務・管理部門で45人を減員して、また需要に応じて18人の増加ということで、相殺されて27人の減ということになっております。電算システムの取りかえ等、先ほど説明があったわけでございます。その中で、このような電算処理も一元化することでかなり作業量も減ってくるのかな、効果が出てくるのかなと思うので、こういう面を踏まえて、なおかつ27人というのが適当な数字なのか、さらなる努力が必要な数字なのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思っております。

泉山事務局長 お答えいたします。

27人が適当かということでございますが、現在、盛岡市、それから玉山村も行財政構造改革という計画を立てて実行しているわけでございますので、その分についてはそのとおり実行するというところでございますし、それから、今のお話の増える分、それから減る分、それで相殺して27人ということにつきましては、今の段階で、どちらかというとまだ組織形態等が決定してございませんので、確固たる人数ではございませんが、できればさらに、この27人を上回る合併効果を持っていきたいと考えているところでございます。

竹田（捷）委員 職員を減らすということに対して我々も言いづらい部分があります。でも、住民から見ても、やはり行政みずからが、合併することによってこういう効果もあるんだよ、我々も努力しているんだという姿勢を示していくことが大事だと思うので、さらなるご努力をお願いいたしまして、終わります。

谷藤会長 この件につきましては、それぞれ行財政構造改革に取り組んでおりますので、さらにそれは推進していくことになろうかと思えます。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

谷藤会長 それでは、ただいまの修正等も加えた部分として、協議第69号を確定ということにさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

谷藤会長 それでは、承認いただきましたので、続きまして、協議第70号 新市建設計画（案）に係る県知事との正式協議について、事務局より説明願います。

泉山事務局長 それでは、30ページをお開きいただきたいと思えます。

協議第70号 新市建設計画（案）に係る県知事との正式協議についてでございます。

パブリックコメントの実施及び県との事前協議を踏まえて取りまとめた新市建設計画（案）について、市町村の合併の特例に関する法律第5条第3項の規定に基づき県知事との正式協議に着手する。

という提案でございます。

それで、今回ご承認いただきますと、県の方に正式に協議いたすわけでございますが、県におきましては、知事を本部長といたします市町村合併推進支援本部会議を開催いたしまして審査を行うと伺っております。従いまして、その結果につきましては、次回の協議会でご報告させていただきたいと思えます。

以上でございます。

谷藤会長 これらにつきまして、知事を本部長とする市町村合併推進支援本部にこれを提出するということになるわけでございますけれども、この件につきまして、皆様方からご意見、ご質問がございますればいただきたいと思えます。

特にございませんか。

それでは、特にないようでございますので、協議第70号につきましては、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

ただいまの協議第70号をもちまして、新市建設計画を含むすべての合併協定項目に関する協議が終了いたしましたところでございます。委員の皆様方の熱心なご協議とご協力に対しまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

以上で本日予定しておりました協議事項は終了いたします。ありがとうございました。

### (3) その他

谷藤会長 それでは、この機会にその他という項に移りたいと思えます。皆さんの方からその他の事項について何かございませんでしょうか。特にございませんか。

それじゃ、事務局の方から。

藤原事務局次長 それでは、この時間をおかりしまして、事務局からご報告、ご説明をいたしたいと思えます。

まず、この合併協議に関してでございますが、住民の方々の関心がだんだん高まってまいりまして、ホームページ等でのアクセス件数で申し上げますと、12月では1日当たり40件でございましたが、パブリックコメント等が始まった1月では1日60件というアクセス件数でございます。そういった状況でございます。

それから、先ほどはご説明いたしませんでした。パブリックコメントに関して、各支所とか出張所等について、紙ベースでも新市建設計画(案)を設置いたしまして、両市村合わせて150部の新市建設計画(案)を設置いたしたところでございますが、場所によっては、再度新たに計画資料を追加設置する、備えつけるということもございました。最終的には50~60部、150部のうち半数ぐらいは新市建設計画(案)についてお持ち帰りされたという状況でございます。意見の件数は32件でございましたが、そういったような状況でございました。

それで、皆様のお手元にお渡ししております参考資料についてご説明させていただきたいと思えます。

参考1でございますが、今回第6回目で一通りの協議項目60項目を終了いたしましたわけですが、今後、それぞれの市村で合併懇談会を予定しております。その中で、今回の協議に伴いまして、住民の方々の生活がどのように変わるのか、負担がどういうふうになるのか、あるいは行政サービスがどのように充実するのかというようなことが関心の高い内容だと考えております。そういったことで、まず協議会の委員の皆様方にもわかりやすい資料をご提供申し上げる必要があるということで、合併に係る暮らしの変化（負担とサービス）ということで、協議項目全部ではございませんが、ピックアップして、関係する部分についてまとめたものでございます。

1ページ目は、税金や各種手数料・使用料などということで、市村民税など15項目についてまとめてあります。両市村の現況の税率とか、調整内容、盛岡市での変化、玉山村での変化ということで表はまとめてあります。

この表の見方でございますが、まず、市村民税ということで、盛岡市14.7%、玉山村12.3%という税率がございますが、この調整方向については、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税とするという調整方向が打ち出されたところでございます。この調整方向によって、どちらの市村の方で影響を受けるのか、変化するのかということで、この調整方向を書いてあります。今回のこの市村民税についての不均一課税については、玉山村の方の生活に影響するということで、こちらの方に調整方向を書いている、そういう見方をさせていただければと思えます。

それから、国民健康保険税についても、やはり合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税とするという調整方向でございますが、これは両市村の税率とか、課税の額については両方見直しますので、両方に影響するんだということで、両方にまたがった書き方をしている、そういう見方をさせていただければと思えます。

3ページ目は行政サービスでございますが、これについてもいろいろ書いてありますが、補助金とか助成金の額については、毎年度の実績とか効果、予算措置の関係もございまして見直しされる場合もあるということでは書いてあります。ちなみに、ここの表の内容は平成16年度の内容を記載しています。制度的には、基本的には存続するわけですが、平成16年度の内容で書かれているということでご理解いただければと思えます。

3ページは保健事業の内容、それから7ページは障害者福祉の関係、9ページからは高

齢者福祉の関係、15ページは農業、畜産・林業の助成制度の内容、17ページは中小企業、例えば中小企業振興資金融資というような助成制度の内容を書いています。そして、21ページから上下水道の補助金とか、そういったような制度の内容を書いているというようなことで、関係するような内容の資料をまとめております。合併懇談会等でお使いいただければと考えております。

参考1のご説明は以上でございます。

それから、参考2でございますが、合併懇談会開催の日程ということでお示しいたしました。これから懇談会の開催になるわけですが、協議会で説明された内容を住民の方々に説明し、合併に関する理解を深めていただく、そしてご意見を伺うということで、盛岡市、玉山村ともこのような懇談会を予定しております。ちなみに、盛岡市の場合は2月25日から3月5日まで都合9日間、14会場で予定しております。それから、裏の方に玉山村の日程をお示ししておりますが、2月25日から3月3日まで、6日間、20会場で予定されております。そういうことでご理解を深めていきたいと考えております。

それから、この懇談会で利用する資料ということで、これについてもご説明したいと思います。皆様方のお手元にコピーしたもので、「活力に満ち、詩情あふれる新県都」という資料があると思います。盛岡市・玉山村合併協議会報告概要版という資料でございますが、こういう概要版を作成しまして、盛岡市の場合は3月1日の広報にあわせて全戸配布します。玉山村も全戸配布する予定でございますが、このような資料を使って懇談会でご説明して、ご理解をいただいていくという予定でございます。中身については、基本的な内容で、協議会で協議された新市建設計画、あるいは調整項目の内容をわかりやすく書いているという内容でございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

それから、資料としてはお渡ししておりませんが、今後の想定される予定ということで、いずれ2月下旬から3月上旬までの予定で合併懇談会がそれぞれ開催されるということでご理解をいただいていくわけでございます。

その後、3月12日に第7回目の盛岡市・玉山村の合併協議会の開催が予定されております。次回の協議会の内容としては、今後、新市建設計画について県知事への正式協議を行いますので、それについての結果報告、あるいは合併懇談会の開催結果の報告、それから協議で話し合われた内容を取りまとめた合併協定書の案というものを皆様方に確認いただくというようなことを予定しております。そして、ご了承いただければ、その後、調印式となるわけでございます。まずは、合併懇談会について頑張ってもらいたいと思っております。

ますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

谷藤会長 それでは、今事務局の方から説明がございましたけれども、この件につきまして何か。

特にないようでございますので、この辺で会議を閉じさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、以上をもちまして第6回目の盛岡市・玉山村合併協議会のすべてを終了いたします。ありがとうございました。

#### 4 閉 会

司会 本日は、何かとお忙しい中、ご出席をいただき、ご審議いただきました。まことにありがとうございます。これで閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 3時50分